

II - 6 委員会構成団体報告 一般社団法人文化財保存修復学会 一般社団法人文化財保存修復学会の活動報告

内田 俊秀 文化財保存修復学会 災害対策調査部会 委員

1. 平成24年4月から平成25年2月までの活動報告

文化財保存修復学会では、宮城県教育庁文化財保護課から平成24年9月に支援要請があり、救出品の保管や修理に対する助言を行うことを決定した。その後、宮城県被災文化財等保全連絡会議より気仙沼市リアス・アーク美術館および東北歴史博物館、亶理町で一時的保管している文化財の修理設計に関する支援要請があり、これを受けて、学会員3人を2日間にわたり宮城県に派遣した。

派遣先はリアス・アーク美術館と東北歴史博物館で、3人のうち1人は装飾分野の専門家であり、他の2人は文化財保存修復学会の災害対策調査部会の委員である。調査には宮城県被災文化財等保全連絡会議の方々たちと立ち合わせ、救出品に対する修理設計を行った。後日調査報告書を宮城県に提出したが、以下にその概要と修理設計の概略を示す。

1-1 リアス・アーク美術館で保管中の平福百穂作「屏風（六曲一双）」の調査結果と修理設計の概略

津波による水損（塩水に浸水、汚泥の付着）資料である。本紙の汚れやシミが認められ、汚損も含めた全体の被害状況から、本紙を解体して本格修理を行うことを提示した。

1-2 石巻市のA家資料

すでに行われた調査において、45件からなるリストが作成されている。今回は、このリストの中から、東北歴史博物館の職員の方により15点が抽出され調査対象とした。調査の結果、これらの資料は、美術資料、歴史資料、民俗資料に3分類され、この観点からの修理設計を行った。

美術資料のうち「掛軸X」は水損の結果、本紙が固着しており展開できず、内容などは不明であった。修理では、無理な展開は行わないで、可能な部分を展開し、展開後、本紙の解体や裏打ちの交換などの処置は行わないで、という方針を提示した。

次に「掛軸Y」は絹本淡彩の作品で、表面、裏面ともに黒変、赤変したカビの痕跡が全面に確認され、本紙、裂ともに肌裏からの浮き上がりが生じている状態であった。処置方法は、彩色部を膠で剥落止めを施し、本紙を表具より取り外し、その後いくつかの処置を経て、最終的には乾燥させた後、薄様紙に挟み、同様の作品をまとめてアーカイバルボードで挟んで保管する、という方法を提示した。

次に民俗資料に分類される「賞状」は、やはり水損していたが、既に乾燥しており、これに対しては、やわらかい刷毛や筆を用いたドライクリーニングを行い付着した泥などを除去、中性紙製の箱に平置きで収納し、適切な環境で保管することを提示した。

1-3 宮城県亶理町に保管中のB家の救出品

救出品は数千を超える点数で、膨大な量である。現在、フィルムパックに脱酸素剤を入れ封入し、保管しているがこの作業は継続中である。封入されたものはカビ等の痕跡は確認されるが、進行している様子は見られない。

修理方法を検討するにあたっては、全点の状態調査が必要と考える。しかしながら、膨大な資料群であるとともに、美術工芸品、歴史資料、民俗資料、書籍など、文化財群としても多様なコレクションとなっているので、状態調査を行う場合は、各資料群の専門家と大学機関等が連携した調査チームの編成が必要と考える。また、現在、脱酸素剤による封入保管をしているので、状態調査を行う場合は、本格修復までの保管計画も見据えておくことが必要であるとの方針を提示した。

2. 本学会が、救出活動に参加するにあたっての基本的取り決め

本学会は言うまでもなく文化財に関する研究者や修復技術者などの集まりである。とりわけ修復や保存に関する研究者や技術者が多く、その特性から、救援委員会が求める任務も、救出文化財の修理設計や一時保管へのアドバイス、

あるいは救出作業時の応急処置などとなる。これらの支援活動は、支援の要請が本学会に届いてから開始されるといふ取り決めである。

支援要請の中で、修理設計の依頼を受けた場合を例にとり説明する。依頼は救援委員会から出される場合もあれば、被災県や市町村から出される場合もある。この依頼文を受け取ると、本学会では災害対策調査部会で検討し、適任者を選出し現地に派遣する。適任者の選考の基準は、学会員であること、それに加えて該当する分野での作業経験が豊かで、優れた実績を積んでおり、高い見識を持っている者となる。また派遣先に近い居住地という条件も考慮する。なお高い見識に関しては、本学会は10項目の条文からなる倫理綱領を定めており、その前文には「文化財は将来の世代のために保存しなければならない」、第3条には「修理処置に用いる方法と材料などは文化財に対し安全であり、云々」とあり、このような条件を満たしていることになる。

3. 救援委員会の活動を振り返って

救援委員会が活動を開始してから平成24年3月までの活動は、前回の報告書で簡単に触れたが、もう少し詳細にお伝えしたほうが正確な活動報告となるので、この紙面を借りて、任を果たしたい。

3-1 岩手県宮古市C家の美術工芸品11点の修理設計

平成23年9月現地にて、装飾分野の専門家3人が調査し修理設計書を提出した。主なものについて内容を以下に記す。

「襖」1点は4枚組のうちの1枚で、寸法は縦が約170cm、横約90cmである。津波の水損による水のシミが下部に見られ、カビが発生している。本格的な修理が必要であり、その際、主な注意点は、影干しなどの方法でゆっくりと乾燥させ、刷毛などでカビを除去することである。

「屏風」1点(2曲1隻)は高さが約80cm、幅が約160cm。水損により水のシミに加え付着物も表面に散見される。水損した下部にカビが発生している。また本紙などの糊剥がれが目立つ。以前からの虫害や亀裂も発生している。本格的な修理が必要である。修理にあたり注意すべき主な点は、影干しなどの方法でゆっくりと乾燥させる。刷毛などでカビを除去するが拡散させないように注意することである。

3-2 茨城県鹿嶋市D寺院

茨城県鹿嶋市D寺院の美術工芸品の「表具」7幅については、平成23年11月現地にて装飾分野の専門家2人が調査し修理設計書を提出した。主なものについて内容を以下に記す。

「軸」1点は絹本着色のもので、長さ約80cm、幅が約47cmの大きさ。津波により海水に浸ったため染みやカビの発生が認められる。しかし経年劣化が著しく、本紙には横折れや亀裂、料絹の欠損が見られ応急手当てが困難。一文字の裂地を染めた赤い染料が溶け出て色移りが生じている。できるだけ早く本格的な修理に入ることが必要。

別の「軸」1点は絹本着色のもので、長さ約120cm、幅が約87cmの大きさ。津波により海水に浸ったためカビの発生が認められる。本例は以前の修理で化学糊が使用されて裏打ちされており、表装部分の糊がはがれていない。発生している表面の白色のカビや裏面の黒色のカビの除去のために、また、赤い色の染料の滲み出しによる汚染を除去するためにも本格的な修理の必要がある。

3-3 群馬県の太田市E寺院

群馬県の太田市E寺院では、平成23年11月現地にて、装飾分野の専門家1人が調査し設計書を提出した。調査対象は、大型の「軸」1点、絹本着色されたもので、長さ約190cm、幅が約200cmの大きさである。以前から経年劣化が進んでいたが、とりわけ、掛けてあった建物の壁の一部が今回の地震で剥落し、これが本紙を直撃したと思われる、横方向に破れが生じた。調査の結果、破断は拡大する可能性が大きく、解体修理の必要を提言した。

3-4 群馬県伊勢崎市F寺院

群馬県伊勢崎市F寺院では平成23年12月、今回の地震で転倒した「青銅製仏像」を、仏像の修復家が調査した。調査の結果、現場での応急処置が適当なものと判断され、本体の自立安定化のため、台座柄穴に適正な薄板を挿入することがなされた。

なお、本学会員の中には、今回の救出活動に、本務の職場から派遣される形で活動に関わった会員が多数存在した。その総数は300名以上と推定されるが、携わる分野も材料研究、油絵、民俗資料、歴史資料としての古文書類など多岐にわたり、この分野の研究者や修復家などが参加している。その様な例は「救援委員会ニュースレ

ター」にも掲載されている。一例をあげるなら、vol.51 (2012/11/26 発行) には「寺院のお堂に安置された「仏像の現地応急処置、10/22～24 脱落部材の接着、保存状況の確認等」と記されている。参加者は仏像の研究者や県や市の職員、それに仏像の修復家である。作業内容としては、「脱落部材の接着」とあることから、現場での修復作業としての応急処置が、本学会員の手により行われたことがうかがえる。

4. 救援委員会の終息と残されたいくつかの課題について

被災地の内陸部では、救援委員会の存続如何に関わらず現在でも救出活動が継続されており、まだまだ救出のため

の活動は必要である。これらの活動に関する支援は、今後は当該県が行うことになるであろう。次に、膨大な数量である救出品の修復作業に関することである。地元の方々が訓練を受けて実施可能なものに関しては、是非そのような形で進め、地元の被災者の支援につながればよいと考える。また、専門家の手を煩わせないと修理できない品々は、文化財保存修復学会が、微力ながら様々な段階で支援可能と思われるので、この点に関しては協力を続けたい。

最後に、被災品の「復旧作業カルテ」とも呼べる、救出から修復までの記録についてである。救援委員会が解散した後、平成23年から25年3月までの期間、救出品に対して行った様々な処置についての記録は、作業対象品とともに保管されることはもちろんであるが、他にもう一か所、県ごとに保管されることが望ましいと考える。



平成24年11月8日東北歴史博物館での調査の様子